3　アフリカ豚熱に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、当分の間、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条	及び第五十八条から第六十条の二まで	、第五十八条（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、第五十九条、第六十条（同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第六十条の二
第三条の二第一項	まん延を	まん延（家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を含む。）を
第三条の二第二項、第二十六条第二項、第三十一条第二項及び第五十八条第五項	前項	前項（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第三条の二第二項及び第二十六条第五項	同項	前項
第三条の二第二項、第二十六条第一項、第二項及び第四項、第二十八条の二第一項、第三十一条第一項、第三十条、第三十一条第一項並びに第三十二条から第三十五条まで	まん延	まん延（家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散を含む。）
第三条の二第三項	防止	防止（家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によるその病原体の拡散の防止を含む。）
第三条の二第四項	次項	次項（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	前項	前項（同条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第三条の二第五項	とき	とき（家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱のまん延によりその病原体が拡散し、又は拡散するおそれがあるときを含む。）
第三条の二第五項及び第二十六条第五項	第三項	第三項（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第二十六条第一項	ときは、	ときは、要消毒倉庫等（
	以下「要消毒倉庫等」という	）及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）をいう。以下同じ
第二十六条第三項及び第四項、第二十八条の二第三項並びに第五十八条第四項	第一項	第一項（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第二十六条第四項	要消毒倉庫等及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）	要消毒倉庫等

第二十六条第五項	前項	前項（同条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）
第二十六条第六項	第四項	第四項（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	の敷地	に車両を入れ、又は当該要消毒倉庫等
第二十八条第二項	第二十六条第四項	第二十六条第四項（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	から出る	に出入りする
第二十八条の二第二項	まん延	まん延（家畜以外の動物におけるアフリカ豚熱の急速かつ広範囲なまん延によるその病原体の拡散を含む。）
第三十五条	この章	この章（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第四十六条第一項	第二十六条まで	第二十五条まで、第二十六条（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第三十一条第一項並びに同条第二項	第三十一条第一項（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）並びに第三十一条第二項（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第四十七条	第三十四条	第三十四条（第二十六条第一項、第三項及び第五項、第二十八条の二第一項、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条並びに第三十四条については、附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第四十八条	前条	前条（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第三章	第三章（同項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第五十二条の三	第二十六条第二項	第二十六条第二項（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第四十八条	第四十八条（これらの規定が附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）
	第十七条の二第五項又は第二十六条第一項	第十七条の二第五項又は第二十六条第一項（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この条において同じ。）
第五十八条第一項第四号	第三十一条第一項	第三十一条第一項（附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）